株式会社リンク　神戸本社　　許可番号　派２８－３００８９５

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律　第23条第5項の規定に従い、
下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

2024年6月1日 提出
年度報告／6月1日現在の状況報告より

労働者派遣事業に関わる情報提供　神戸本社

事業所名称	神戸本社
事業所の所在地	神戸市中央区栄町通１丁目２－７　大同生命神戸ビル２階　０３１号

事業報告		
対象期間	2023年10月1日　～　2024年9月30日	（事業年度：２０２３年度）
①　派遣労働者の数		１　人
②　派遣先事業所の数（実数）		１　件
情報処理技術者		
③　対象期間の労働者派遣の料金　1日（8時間当たり）の額の平均		46,800　円
④　対象期間の派遣労働者の賃金　1日（8時間当たり）の額の平均	賃金および各種保険料	30,853　円
	有給休暇費用	1,538　円
	教育訓練費	741　円
	賃金計	33,131　円
⑤　対象期間のマージン率　※（③-④）÷③　小数点第2位以下を四捨五入		29.2　%

⑥　派遣労働者教育訓練に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口　受付担当　TEL：078-331-0720

教育訓練の種類	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給有無	労働者の費用負担の有無
入職時等基礎的訓練	社会人未経験の新規採用者	弊社	off-jt	有	無
職能別訓練	業界未経験の新規採用者	弊社	off-jt	有	無
業務スキル基礎研修	新規就業先への入職者	弊社	off-jt	有	無
階層別訓練	初級・中級社員	弊社	off-jt	有	無
ＩＴ知識向上勉強会	全社員	弊社	off-jt	有	無

法第３０条の４第１項の労使協定を締結しているか否かの別

労使協定締結状況	締結している	協定書有効期限	2024年4月1日～2025年3月31日
協定対象派遣労働者の範囲	派遣先にて下記対象業務に従事する従業員		
対象業務	ソ フ トウェア開発技術者 、システム運用管理者、事務用機器操作の職業		

マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から**直接的に係る派遣労働者の賃金**を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、
会社の事業運営に必要となる経費は派遣労働者の賃金だけではありません。

派遣労働者の賃金以外に必要となる経費には、主に以下のようなものがあります。

福利厚生費
健康診断、ストレスチェック、任意保険への加入、退職時に支給する退職金（中退金）の掛金
社内親睦会、社員旅行等のイベントに係わる費用、外部福利厚生サービス加入費用等

募集費・教育費
社員の募集に必要となる募集広告費に関わる費用

その他経費
営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費

上記を一例とした必要経費がマージン率の中から使用され、最終的に残ったものが会社の利益となります。

株式会社リンク　東京支店　　許可番号　派２８－３００８９５

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律　第23条第5項の規定に従い、
下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

2024年6月1日 提出
年度報告／6月1日現在の状況報告より

労働者派遣事業に関わる情報提供　東京支店

事業所名称	東京支店
事業所の所在地	東京都港区三田３丁目１４－１０　三田３丁目MTビル２階

事業報告		
対象期間	2023年10月1日　～　2024年9月30日	（事業年度：２０２３年度）
①　派遣労働者の数		11　人
②　派遣先事業所の数（実数）		3　件
情報処理技術者		
③　対象期間の労働者派遣の料金　1日（8時間当たり）の額の平均		39,055　円
④　対象期間の派遣労働者の賃金　1日（8時間当たり）の額の平均	賃金および各種保険料	24,500　円
	有給休暇費用	1,280　円
	教育訓練費	741　円
	賃金計	26,520　円
⑤　対象期間のマージン率　※（③-④）÷③　小数点第2位以下を四捨五入		32.1　%

⑥　派遣労働者教育訓練に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口　受付担当　TEL：03-5439-4910

教育訓練の種類	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給状況	労働者の費用負担の有無
入職時等基礎的訓練	社会人未経験の新規採用者	弊社	off-jt	有	無
職能別訓練	業界未経験の新規採用者	弊社	off-jt	有	無
業務スキル基礎研修	新規就業先への入職者	弊社	off-jt	有	無
階層別訓練	初級・中級社員	弊社	off-jt	有	無
ＩＴ知識向上勉強会	全社員	弊社	off-jt	有	無

法第３０条の４第１項の労使協定を締結しているか否かの別

労使協定締結状況	締結している	協定書有効期限	2024年4月1日～2025年3月31日
協定対象派遣労働者の範囲	派遣先にて下記対象業務に従事する従業員		
対象業務	ソ フ トウェア開発技術者 、システム運用管理者、事務用機器操作の職業		

マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から**直接的に係る派遣労働者の賃金**を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、
会社の事業運営に必要となる経費は派遣労働者の賃金だけではありません。

派遣労働者の賃金以外に必要となる経費には、主に以下のようなものがあります。

福利厚生費
健康診断、ストレスチェック、任意保険への加入、退職時に支給する退職金（中退金）の掛金
社内親睦会、社員旅行等のイベントに係わる費用、外部福利厚生サービス加入費用等

募集費・教育費
社員の募集に必要となる募集広告費に関わる費用

その他経費
営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費

上記を一例とした必要経費がマージン率の中から使用され、最終的に残ったものが会社の利益となります。